

請負代金額の減額変更を請求する場合における 工事請負契約書第25条第5項の運用

この運用は、三田市において工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合の取り扱いについて定めるものとする。

1 適用対象材料

鋼材類、燃料油及びその他の主要資材。ただし、平成20年度末完成の工事については、鋼材類、燃料油の2品目とする。

2 適用対象工事

- ① 残工期が2ヶ月以上ある場合とする。ただし、工期が運用開始日以降で平成21年3月31日以前の工事に限り、平成21年3月6日までに三田市長が単品スライド条項による請負金額の変更請求を行った工事。
- ② 工事材料の品目ごとに、設計時点からの資材価格の変動額が、請負代金額の1/100を超えるものがある工事（部分払い対象部分を控除）。ただし、超えた品目のみが請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）の対象となる。

3 単品スライド請求

三田市長が、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したい場合は、単品スライド条項に基づき様式1号により請負者へ請求することができる。

4 協議開始日の通知

三田市長は、第3項の請求を行った場合、工事請負契約書第25条第8項に基づき請負者の意見を聴いて工事請負契約書25条第7項の協議開始の日を様式2号で通知しなければならない。

5 スライド額の算定

スライド額の算定にあたっては、兵庫県単品スライド条項の運用を参考に行うものとする。

6 スライド額協議

三田市長は、第5項によりスライド額を積算し、様式3号と様式1-1によりスライド額について請負者と協議しなければならない

7 スライド額協議の回答

請負者は、スライド額協議に対して承認の場合は、様式4号-2により回答しなければならない。承認しない場合は、様式4号と様式4-1に適用対象材料毎に購入単価、購入数量、その内容を証明する納品書等の証明書類を添付のうえ異議申し立てができるものとする。

8 スライド額通知

三田市長は、スライド額を定め様式5号により請負者へ通知するものとする。

付 則

- 1 この運用は、平成21年2月24日から適用する。